

# <出席停止について>

倉敷市立下津井西小学校 保健室 令和5年6月

次の一覧表にあげた病気（感染症）は学校感染症の中でも学童期にかかりやすい感染症です。感染した場合は、ほかの人にも拡散してしまう可能性の高い病気です。そのため、軽症であっても登校できません。

医療機関で学校感染症と診断された場合には、学校にご連絡ください。出席停止の期間は、発症日から、登校可能となるまでの期間です。

| 病名                | 出席停止の期間の基準  |
|-------------------|---|
| インフルエンザ           | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。（発症日は0日と数える。）   |
| 新型コロナウイルス感染症      | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。（発症日は0日と数える。）                             |
| 百日咳 <sup>せき</sup> | 特有の咳 <sup>せき</sup> が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。   |
| 麻疹（はしか）           | 解熱した後3日を経過するまで。   |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺 <sup>がつかせん</sup> または舌下腺 <sup>ぜっかせん</sup> の腫脹 <sup>しゅちよう</sup> が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
| 風疹                | 発疹が消失するまで。  |
| 水痘                | すべての発疹が痂皮化 <sup>かひか</sup> するまで。   |
| 咽頭結膜熱             | 主要症状が消退した後2日を経過するまで。  |
| 結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎    | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。  |

学校保健安全法施行規則より

\*治癒証明書の取扱いが以下になりました。

医療機関による治癒証明書は不要 ⇨ 保護者による罹患報告書の記入・提出

- ・令和5年5月8日以降、再登校の際には「罹患報告書」に保護者の方で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。
- ・再登校に当たっては、出席停止の基準を適切に守ってください。

## 罹患報告書の入手方法

- ①保護者が学校から受け取る
- ②兄弟姉妹が持ち帰る
- ③倉敷市ホームページからダウンロードする

倉敷市ホームページ>倉敷市教育委員会>保健体育課>学校保健>罹患報告書